

減免制度の現状と課題

令和4年9月21日

札幌市都市局市街地整備部
住宅課（住宅管理担当）

前回の内容確認

最低負担額の考え方・見直しの経緯

H17

近傍同種家賃に占める
修繕費の割合が
最も低い団地

15.91%

×

当該団地の1分位の
平均家賃

22,144円

= 3,519円

→ 3,500円

H25
～現在

近傍同種家賃に占める
修繕費の割合
全市平均

18.98%

×

全市の1分位の
平均家賃

22,022円

= 4,179円

→ 4,200円

R3末時点の
近傍同種家賃・
修繕費で試算

近傍同種家賃に占める
修繕費の割合
全市平均

21.93%

×

全市の1分位の
平均家賃

22,859円

= 5,012円

→ 5,000円

最低負担額について前回の協議内容

【事務局から説明概要】

- ・現在の最低負担額：4,200円 → 該当は34世帯
(家賃減免世帯数9,380世帯の0.4%)
- ・最低負担額を廃止する
- ・今までと同様の考え方で、現在の近傍同種家賃等で計算した額に設定する
- ・修繕費や維持管理にかかる費用が増加している状況を加味した額を設定するなどの見直し方法が例として考えられる。

【主な意見】

- ・生活保護を受給した場合は、市営住宅だけではなく民間賃貸住宅の場合も家賃が支給され住むことができるが、生活保護を受給しておらず住宅の確保に困窮する方々に対する社会保障政策の1つとして「市営住宅」があるのではないか。
- ・適用されている世帯の割合が数字だけ見ると少ないとしても、その世帯にとっては最低負担額が数百円上がることでさえも生活に影響を及ぼす懸念がある。

前回の内容確認

全額免除の考え方・見直しの経緯

全額免除の基準

- ①失職、病気その他の特別な事情により、世帯が無収入であると認められる場合
- ②病気、災害その他特別な事情により支出した費用がある場合で当該費用が世帯の収入と同程度以上であるとき
- ③生活保護世帯で、長期入院等の理由により住宅扶助が停止されたとき

◆平成13年度以前 所得が2万5000円以下の方→全額免除



当時は年金の所得控除や老年者控除などの控除額が大きいため、大半の申請者が月額所得0円となり、結果、減免世帯の9割以上が全額免除



◆平成14年度 全額免除基準→無収入である方に改正

全額免除について前回の協議内容

【事務局から説明概要】

- ・ 全額免除が適用になる条件の「無収入であること」については、状況が変わる可能性があるため、申請後ただちに最長の1年間適用ということではなく、3か月状況を確認し、状況に応じ再度申請してもらう。
- ・ 平成23年度：全額免除は244世帯、全体の減免世帯数に対し3.1%
令和3年度：全額免除は614世帯**333世帯**、全体の減免世帯数に対し7% **3.6%**

【主な意見】

- ・ 全体の件数に対する全額免除の割合はかなり低くなっているが、現在も数百件あることを考えると、すぐに全額免除の制度を廃止することにはならない。
- ・ お金がなくてつらい人の負担がより一層増えることは避けなければならない。そうならないような仕組みを整えていきたい。
- ・ 全額免除の世帯の個々の状況を把握し、判断しているのであれば、現在の考え方を継続してもよいのではないか。

諮問の趣旨

① 減免基準額のあり方

➡ 現行の減免基準額(74,000円)は、平成23年度の標準世帯の生活保護費がベースとなっているが、その後、2度生活保護費が引き下げられている。

② 最低負担額・全額免除のあり方

➡ 現行の最低負担額(4,200円)は、市営住宅の維持管理費用を考慮し設定した額であるが、現行基準において適用例が極めて少ない。

本日協議したいテーマ

③ 負担率・負担率区分のあり方

➡ 現行では本来家賃に対する負担率は90%から40%までの4区分となっているが、減免世帯の8割を超える世帯が負担率40%以下となっている。

③ 減免負担率、区分のあり方

収入分位ごとの平均年収・家賃・負担率等

R4. 3月末時点

※1 収入分位 (%)	※2 政令月収 (円)	世帯数		各分位の 平均年収 (円)	家賃算定基礎額 ※3 (円)		平均家賃 ※3 (円)		最低家賃 ※3 (円)		最高家賃 ※3 (円)		
		構成比 (%)			負担率 (%)	負担率 (%)	負担率 (%)	負担率 (%)					
1	0～10	～ 104,000	19,240	82.2	1,525,919	34,400	(27.1)	22,638	(17.8)	0	(0.0)	41,400	(32.6)
2	10～15	104,001 ～ 123,000	880	3.8	3,448,978	39,700	(13.8)	27,488	(9.6)	12,100	(4.2)	51,000	(17.7)
3	15～20	123,001 ～ 139,000	625	2.7	3,727,424	45,400	(14.6)	32,098	(10.3)	13,900	(4.5)	52,600	(16.9)
4	20～25	139,001 ～ 158,000	618	2.6	4,074,311	51,200	(16.5)	34,658	(11.2)	16,600	(5.3)	59,900	(19.3)
5	25～32.5	158,001 ～ 186,000	633	2.7	4,466,614	58,500	(18.8)	45,024	(14.5)	18,200	(5.9)	64,300	(20.7)
6	32.5～40	186,001 ～ 214,000	392	1.7	4,846,417	67,500	(16.7)	47,953	(11.9)	19,800	(4.9)	68,700	(17.0)
7	40～50	214,001 ～ 259,000	393	1.7	5,460,436	79,000	(17.4)	52,078	(11.4)	19,800	(4.4)	87,600	(19.3)
8	50～	259,001 ～	570	2.4	6,833,292	91,100	(16.0)	54,348	(9.5)	19,900	(3.5)	96,500	(16.9)
収入未申告世帯			67	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			23,418	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1: 収入分位とは全国の2人以上の世帯を収入の低い順に並べグループ化したもので、例えば収入分位25%とは、収入の低い方から4分の1番目に該当する収入に相当する分位をいう。

※2: 政令月収とは公営住宅法施行令の定めに基づき算出した月額所得。政令月収の算出方法は(所得-人的控除額)÷12か月

※3: 負担率とは平均年収に対する家賃負担率(家賃×12か月/平均年収)

③ 減免負担率、区分のあり方

減免世帯の区分ごとの平均年収・家賃・負担率等

R4. 3月末時点

減免率 (%)	減免月収 (円)		世帯数	構成比 (%)	平均年収 (円)	平均家賃 ※2 負担率 (%)		最低家賃 ※2 負担率 (%)		最高家賃 ※2 負担率 (%)	
100	0	※1	333	3.6	0	0	0	0	0	0	0
60	0 ~	28,000	7,491	79.9	1,564,395	9269	(7.1)	4,200	(3.2)	18,040	(13.8)
40	28,001 ~	43,000	701	7.5	2,203,060	14276	(7.8)	6,420	(3.5)	24,120	(13.1)
20	43,001 ~	58,000	511	5.4	2,435,627	19459	(9.6)	5,440	(2.7)	34,880	(17.2)
10	58,001 ~	74,000	344	3.7	2,591,777	23045	(10.7)	9,360	(4.3)	40,560	(18.8)
合計			9,380	100.0	-	-	-	-	-	-	-

※1 収入が全く無い場合

※2 負担率は平均年収に対する家賃負担率(家賃×12か月/平均年収)

※3 減免区分ごとに集計した「延べ減免世帯数」